

【要望署名】

国立大学法人大阪大学  
学長 鷺田 清一 殿

## 非常勤職員・再雇用職員に通勤手当を 別途支給して下さい！

大阪大学では 8000 人以上の教職員が働いていますが、その三分の一にあたる非常勤職員ならびに任期付嘱託職員（再雇用職員）には、大学に通勤するために必要な「通勤手当」が支給されていません。

『私たち非常勤職員は、時給で計算された給料の中から交通費を負担して出勤しています。交通費は仕事をする上での必要経費です。交通費を自費で出さないと職場に行けません。』と切実な声があがっています。

交通費は通勤経路・手段が違えば、当然ながら個々の教職員によって負担額も異なります。たとえ時間給に紛れ込ませたとしても、適用される時間給が同じ人々のあいだには、実質的な不均衡が生まれます。

平成 20 年人事院勧告において非常勤職員の給与、処遇等について報告がされ指針が示されました。その中にも「通勤手当に相当する給与を支給すること」とあります。

## 大阪大学で働いている全教職員について 通勤手当を別途支給するよう要望します。

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

[署名提唱団体]

大阪大学言語文化研究科言語文化専攻教職員組合  
大阪大学産業科学研究所職員組合  
大阪大学箕面地区教職員組合  
大阪大学教職員組合